

選定審査方法について

(堺市立農業公園「加工体験施設」)

1. 審査方法

- (1) 指定管理者の候補者は、選定基準に基づき、応募書類の審査及び面接審査により選定を行う。
- (2) 上記審査において総合して採点評価を行い、指定管理者の候補者を選定します。

2. 審査点数について

- (1) 堺市立農業公園条例第19条の第3項に規定する指定の要件を基本として、堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会において申請書類の審査及び面接審査の総合評価方式により実施します。
- (2) 評価の合計点数が満点の60%以上に達しない時は、指定管理者の適格者なしとする。

3. 採点の基準

採点基準	配点 5 点	配点 6 点	配点 9 点	配点 10 点	配点 15 点	配点 20 点
特に優れている (高度な能力を有している)	5 点	5~6 点	8~9 点	9~10 点	13~15 点	17~20 点
優れている (優れた能力を有している)	4 点	4 点	6~7 点	7~8 点	10~12 点	13~16 点
普通 (能力を有している)	3 点	3 点	5 点	5~6 点	7~9 点	9~12 点
多少不十分 (多少能力が乏しい)	2 点	2 点	3~4 点	3~4 点	4~6 点	5~8 点
不十分 (能力が乏しい)	1 点	1 点	1~2 点	1~2 点	1~3 点	1~4 点
劣っている (能力がない)	0 点	0 点	0 点	0 点	0 点	0 点

採点は、次の表を基本として行うものとする。

4. 点数の付与

下記の条例に定める指定の要件の審査において、応募団体が次に該当する場合は、次のとおり点数を付与する。

(1) 市長が定める要件

応募書類の提出日において、応募団体が次に該当する場合、6点を上限に項目ごとに2点を付与する。

	該当要件	配点
1	次のいずれかに該当する場合 (グループ応募の場合はすべての者が満たしていること。) ○ 障害者の雇用状況報告義務があり、令和5年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ○ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者(*)を1人以上雇用している場合 ○ 堺市障害者雇用貢献企業である場合 * 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され(又は見込み)、週20時間以上勤務している者	2点
2	次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条による認定を受けている場合	2点
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく認定を受けている場合	2点
4	青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく認定を受けている場合	2点
5	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第1項に掲げる高年齢者雇用確保措置のうち、65歳以上への定年の引上げ(同項第1号)又は定年の定め廃止(同項第3号)を行っている場合(同項第2号の継続雇用制度は対象外)	2点
6	ISO14001の認証、エコアクション21の認証・登録、KESステップ2の登録又はエコステージ(レベル3)の認証のいずれかを受けている場合	2点